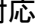


質 問 回 答

2023 年 11 月 30 日

「(案件名) カンボジア国プノンペン首都圏送配電網拡張整備事業(フェーズ3)準備調査(QCBS - ランプサム型)」
(公示日:2023 年 11 月 22 日/調達管理番号:23a00755)について、質問と回答は以下の通りです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	P.36 (23)事業実施段階における 施工上の安全対策の検討	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務では当該項目は適用しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務では以下対応する。 とあります。「以下対応する」と理解して良いでしょうか？	誤記があり申し訳ありません。「本業務では以下対応する。」 のみ選択  が正しいです。
2	p.36 第 4 条 (23) 事業実 施段階における施工上の 安全対策の検討	「該当しない」と両方にチェックがありますが、「本業 務では以下対応する」でよいでしょうか。	通番1に同じです。
3	P.40 ファイナル・レポート (F/R) (最終成果品)	提出時期が、「 <u>契約履行期限末日</u> 」とあります。他 方、P.48 (1)業務工程では、4)準備調査報告 書(ファイナル・レポート): <u>2024 年 12 月中旬</u> とあ ります。どちらの時期が正しいでしょうか？	提出期限は、p.40 記載のとおり「 <u>契約履行期限末日</u> 」です。 他方、事前に内容を確認するために、2024 年 12 月中旬に 第一版の提出をお願いします。
4	p.41 第 2 章 特記仕様書 案>第 6 条 再委託	「業務相手国・地域の現地法人(ローカルコンサル タント等)への再委託を認める。」とありますが、予 算の範囲内で本邦企業への再委託も可能でしょ うか。	一定の理由があり、予算の範囲内で特記仕様書に定める業 務が可能であれば、本邦企業への再委託も可能です。日本 国内における再委託契約については、「コンサルタント等契 約における現地再委託契約ガイドライン(2022 年 10 月)」の 「第三 国内再委託契約への準用 1. 日本国内における再 委託契約」も参照下さい。

5	<p>p.52-53 第3章 留意事項 4.見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について</p>	<p>各費目の定額計上予算額の確定(見積取得)時に、定額計上対象の1~3(自然、環境、資料翻訳)の金額を、定額計上の総額範囲内で組み替えることは可能でしょうか。</p>	<p>契約交渉時に定額計上の総額内での組み替えは可能です。また、履行中に定額計上項目について金額が確定した場合は、残余について他の未確定定額計上項目への流用が可能です。業務実施契約における 契約管理ガイドライン 2023 年 10 月の該当箇所(30、64 ページ)の記載をご参照ください。</p>
6	<p>P.22 (6)候補施設・設備の優先順位付け (中略)なお、本事業の候補である変電所及び送電網については「配布資料」を参照のこと。 配布資料:カンボジア国電力関連資料①候補変電所及び送電線. pdf</p>	<p>「カンボジア国電力関連資料①候補変電所及び送電線」にある、フェーズ3候補の 115kV 送電線上(GS CCVII や CG CCVIII がある送電線)にある、2つの黒丸(JICA 事業案件以外の変電所)の着工/竣工の時期、資金(ドナー)、実施体制を教えてくださいませんか？</p>	<p>現在 EDC にて各変電所や送電線の開発計画を調整している段階であり、ご質問の変電所2か所についても、着工/竣工時期、ドナー、実施体制に関して確定した情報はありません。また、フェーズ3の候補としている変電所及び送電線区間についても、現時点では確定しておらず、本準備調査の中で必要性、優先度等を踏まえて確定することを想定しています。</p>
<p>以上 11 月 30 日回答</p>			

以上